

COSOレポートの概要等について

『内部統制フレームワーク』と『全社的リスクマネジメント』

金融庁検査局

専門検査官(公認会計士)窪寺信

目次

I『内部統制フレームワーク(COSO I)』公表の経緯	1
II『内部統制フレームワーク(COSO I)』の影響	2
III『内部統制フレームワーク(COSO I)』の概要	3
IV『内部統制フレームワーク(COSO I)』と『金融検査マニュアル』	4
V『全社的リスクマネジメント(COSO II)』の概要	6

I 『内部統制フレームワーク(COSO I)』公表の経緯

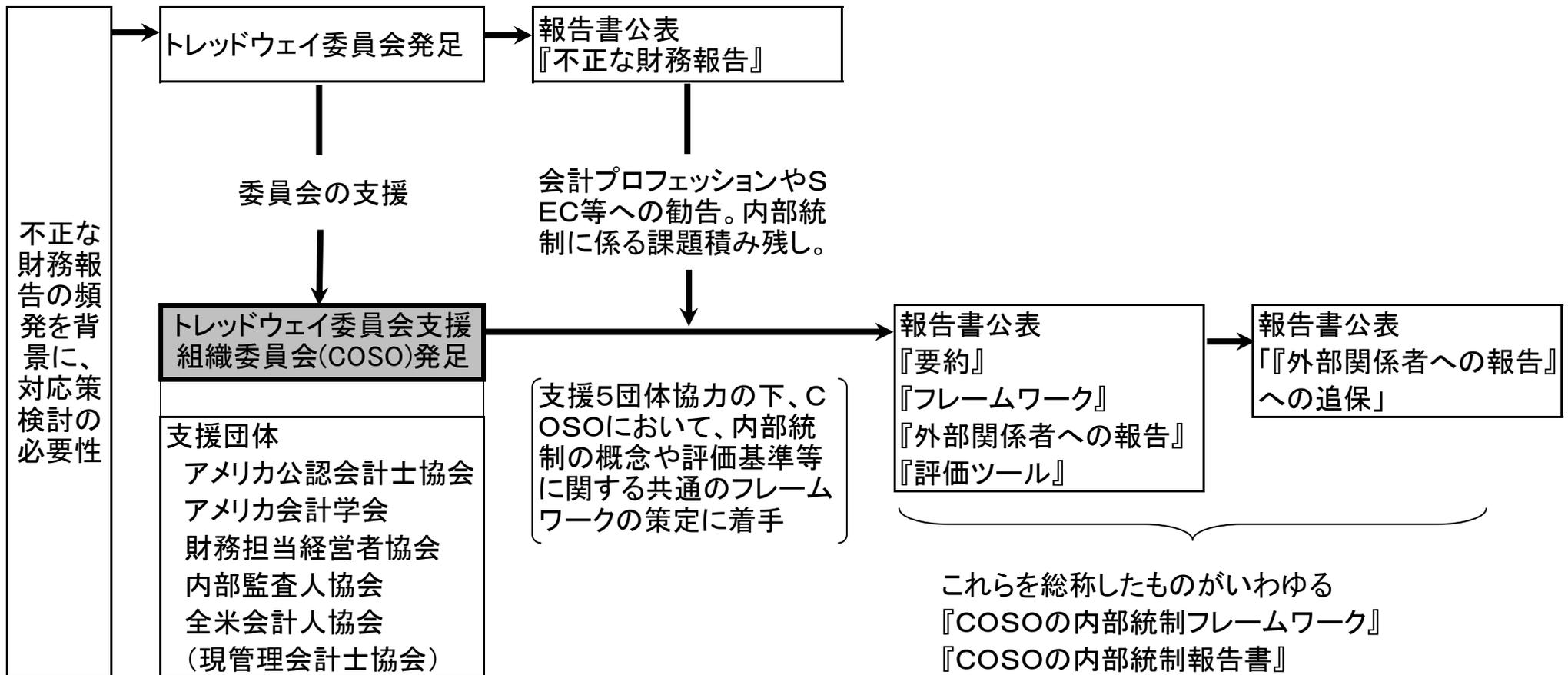
米国

1985年

1987年

1992年

1994年

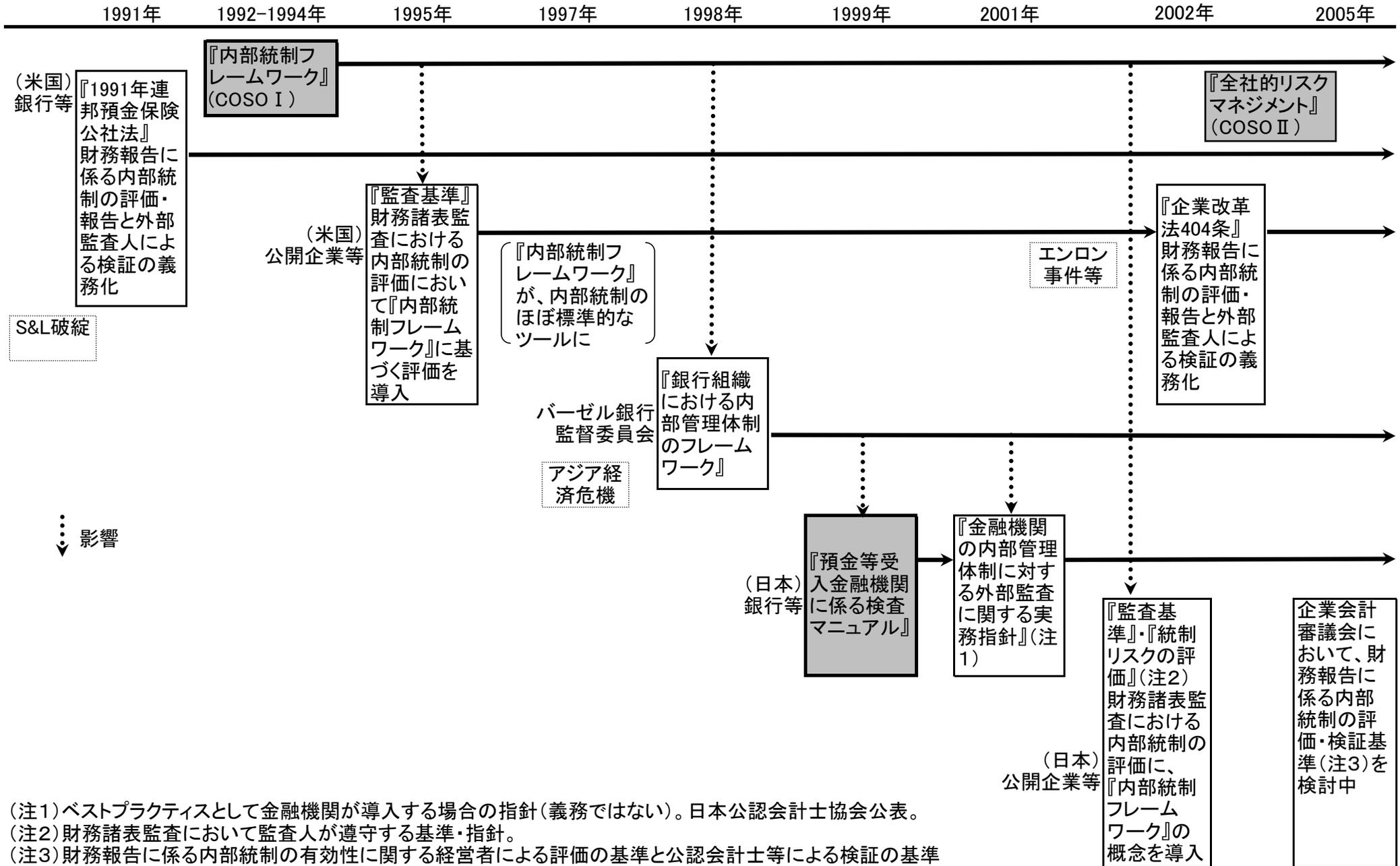


注

トレッドウェイ委員会:Treadway Commission

トレッドウェイ委員会支援組織委員会:Committee of Sponsoring Organizations of Treadway Commission

II 『内部統制フレームワーク(COSO I)』の影響



(注1) ベストプラクティスとして金融機関が導入する場合の指針(義務ではない)。日本公認会計士協会公表。
 (注2) 財務諸表監査において監査人が遵守する基準・指針。
 (注3) 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準と公認会計士等による検証の基準

Ⅲ『内部統制フレームワーク(COSO I)』の概要

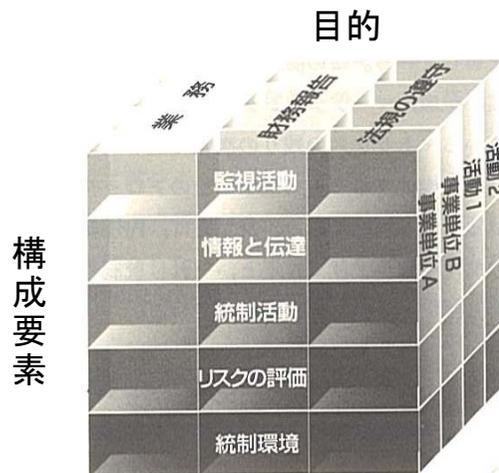
1. 特徴

- 策定の背景には、会計に関する内部統制の問題があるが、それだけでなく事業活動全般にわたる広範な概念。
- 有効な内部統制の構築に資するという目的から、その策定及び運用に第一義的な責任を負う経営者の観点に立脚。
- 内部統制を、統制目的を達成するためのプロセスと位置付け。
- 内部統制の有効性は、統制目的に関する合理的な保証を得られるかどうかによって判断されるものとした。
- 経営者による、内部統制の有効性の評価に関する報告等の方法を示した。

2. 内部統制の定義

内部統制とは、①業務の有効性と効率性、②財務報告の信頼性、③関連法規の遵守の範疇に分けられる目的の達成に関して合理的な保証を提供することを意図した、事業体の取締役会、経営者およびその他の構成員によって遂行されるプロセスとして定義される。また、内部統制は、以下の五つの、相互に関連のある要素、すなわち、①統制環境(事業体に属する人々の誠実性・倫理的価値観・能力、経営者の哲学・行動様式など)、②リスクの評価(目的の達成に関するリスクを識別・分析すること)、③統制活動(経営者の命令が実行されているとの保証を与えるのに役立つ方針と手続)、④情報と伝達、⑤監視活動によって構成されている。

3. 目的と構成要素の関係



出所：鳥羽至英 八田進二 高田敏文 共訳 『内部統制の統合的枠組み—理論篇—』 白桃書房 1996年、27頁

IV『内部統制フレームワーク(COSO I)』と『金融検査マニュアル』-①

内部統制の3目的					
法規の遵守	財務報告(注)			業務	
法令等遵守	リスク管理				
	共通点				
	信用リスク	市場関連リスク	流動性リスク	事務リスク	システムリスク
統制環境等内部統制の5構成要素					

金融検査マニュアル

(注)

- 『金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針』(平成13年7月16日 日本公認会計士協会)を参考に作成。
本実務指針は、バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」を参照しており、本実務指針においては、上図における「目的」うち、「財務報告」が「財務・経営情報」となっている。
- 金融検査マニュアルは、リスクの種類別に記述されていることから、上記の内部統制の統制目的とは必ずしも一対一には対応していない。

『内部統制フレームワーク(COSO I)』等と『金融検査マニュアル』－②

『内部統制フレームワーク』	バーゼルフレームワーク(注)	金融検査マニュアル					
		リスク管理共通編	信用リスク管理態勢	市場関連リスク管理態勢	流動性リスク管理態勢	事務リスク管理態勢	システムリスク管理態勢
統制環境	経営陣による監視と管理重視の企業風土	I リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割 2. 管理者の認識及び役割 3. 企業風土の醸成	I リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会の役割 2. 管理者の認識及び役割	I リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会の役割 2. 管理者の認識及び役割	I リスク管理に対する認識等 1. 取締役会等の認識及び役割 2. 管理者の認識及び役割	I リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割 2. 管理者の認識及び役割	I リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割
リスク評価	リスクの認識および評価	II 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	II 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	II 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	II 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価		II 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価
統制活動	管理業務と職責の	2. 管理業務 3. 職責の分離	2. 審査管理 3. 与信管理 4. 問題債権の管理 5. 自己査定 6. 償却引当	2. 管理業務 (1)市場リスクの管理 (2)ALM管理 (3)特定取引関連 3. 職責の分離	2. 資金繰りリスク管	III 事務リスク管理態勢 1. 事務部門の役割 2. 営業店の役割 IV 事務取扱い等	IV 企画・開発体制のあり方 V 体制の整備 VI 外部委託管理 VII 防犯・防災・バックアップ・不正利用防止
情報・伝達	情報とコミュニケーション	4. 情報伝達		4. 情報伝達	3. 情報伝達		
監視活動	モニタリング業務と問題点の是正	III 内部監査				II 監査及び問題点の是正 1. 内部監査 2. 問題点の是正 3. 不祥事件等	III 監査及び問題点の是正 1. 内部監査
		IV 外部監査					2. 外部監査
	監督当局による内部管理体制の評価						4. 危機管理体制の確立

(注)『銀行組織における内部管理体制のフレームワーク』

V『全社的リスクマネジメント(COSO II)』の概要

1. 策定経緯

リスクマネジメントに係る認識の高まりを背景に、2004年、COSOより“Enterprise Risk Management – Integrated Framework”(「全社的リスクマネジメントのフレームワーク」)が公表された。

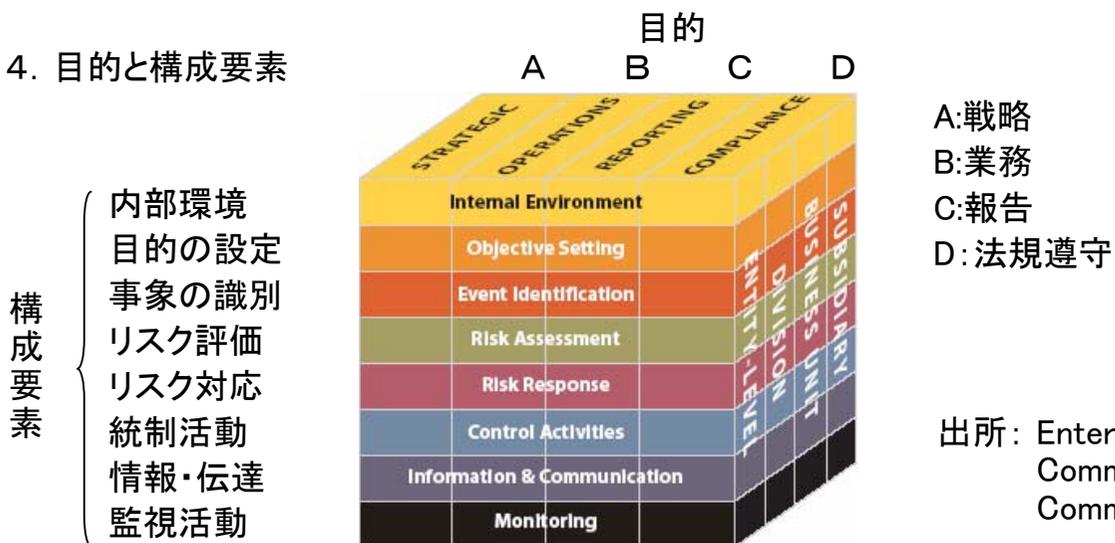
2. 特徴

- リスクマネージメントの観点から内部統制フレームワークを包含するような形で整理されたフレームワーク。
- 『内部統制フレームワーク』においては、戦略や企業目的の設定は内部統制の範疇ではないとして、それらを所与として、そこから生じるリスクの管理に焦点を当てていたのに対し、『全社的リスクマネジメント』は、戦略の設定においても適用される。即ち、企業は、リスク選好度を含む企業の内部環境等に照らして、適切な戦略目標を策定し、企業のリスク許容度の範囲に収まるように、リスクを全社的に統合的にコントロールし、事業目的を遂行できるようにする合理的保証を提供するものとなっている。
- 財務報告に代え、非財務情報を含む「報告」が、構成要素となっている。

3. 全社的リスクマネジメントの定義

全社的リスクマネジメントとは、企業の取締役会、経営者、その他構成員によって影響を受けるプロセスであり、企業全体の戦略の設定において適用され、企業に影響を与える可能性のある潜在的な事象を識別するようにデザインされ、リスクをその許容範囲に収まるように管理し、事業目的の遂行に関する合理的保証を提供するものである。

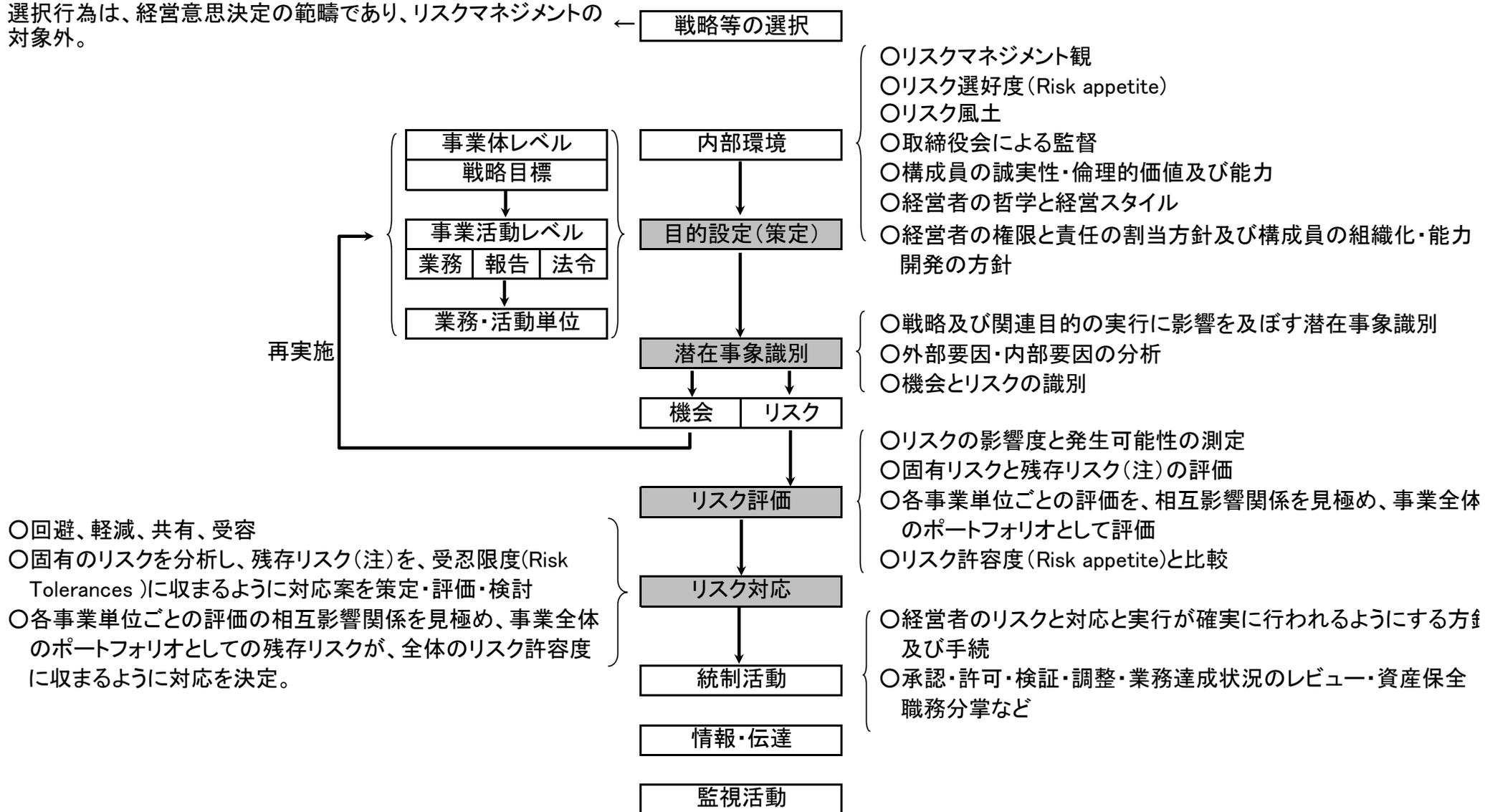
4. 目的と構成要素



出所: Enterprise Risk Management –Integrated Framework, The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission September 2004“Executive Summary” p 7

5. 全社リスクマネジメントの全体像

選択行為は、経営意思決定の範疇であり、リスクマネジメントの対象外。



(注)
 固有リスク: リスクの発生可能性や影響度に対して経営者が変更を加えるような、行為を全く行わないと仮定した場合のリスク
 残存リスク: 経営者がリスクに対応した後に残存するリスク

参考文献

鳥羽至英 八田進二 高田敏文 共訳 『内部統制の統合的枠組み－理論篇－』
白桃書房 1996年

Enterprise Risk Management –Integrated Framework, The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway
Commission September 2004